

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (農林水産経営支援課) 二
- 昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部を改正する告示 (農産園芸環境課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災防課) 四
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 六
- 土地改良区役員の就任の届出 (仙台地方振興事務所) 六
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 六
- 土地改良事業計画の変更の認可 (東部地方振興事務所) 六
- 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (農村振興課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 七

告 示

○宮城県告示第七百八十号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三浦病院	大崎市古川三日町二丁目三、四、五	平成二十九年七月一日
高橋内科乳腺外科	巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十三一	平成二十九年七月一日
アクト調剤薬局	塩竈市松陽台一、二	平成二十九年七月十八日
マリーン調剤薬局館腰店	名取市植松四丁目十七、十七	平成二十九年七月三十日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻のぞみ野店	石巻市蛇田新立野三百七一	平成二十九年八月一日

○宮城県告示第七百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いづみ薬局	巨理郡巨理町逢隈中泉字中百七十八、十	平成二十九年六月三十日
アサヒ薬局	大崎市三本木字北町七十八、一	平成二十九年六月三十日

三浦病院	大崎市古川三日町二丁目三、四十五	平成二十九年六月三十日
アクト調剤薬局	塩竈市藤倉二一六、三十一	平成二十九年七月十七日
ふくし調剤薬局	名取市植松四一七、一七	平成二十九年七月二十九日

○宮城県告示第七百八十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
泉整形外科病院	仙台市泉区上谷刈字丸山六一	平成二十九年九月九日	平成三十二年九月八日
仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町四番十五号	平成二十九年九月九日	平成三十二年九月八日
東北労災病院	仙台市青葉区台原四丁目三番二十一号	平成二十九年九月九日	平成三十二年九月八日

○宮城県告示第七百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇六一〇〇二七	放課後等デイサービス ふるたいむ 白石市南町二丁目二一六十八	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ふるたむ	平成二十九年九月一日

○宮城県告示第七百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。
平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二二〇一六三	ケアステーション はあと 柴田郡大河原町錦町三番地十八	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社すりいえいち	平成二十九年九月一日

○宮城県告示第七百八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）	総トン数十に未滿の漁船により刺し網を使用して行う漁業	平成二十九年八月二十八日	気仙沼市唐桑町欠浜八十七番地一 三上明 気仙沼市唐桑町鮎立四十九番地一 佐々木正明	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業	十四人

○宮城県告示第七百八十六号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月十二日から施行する。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表中

東北二一〇号（系統名）

を

だて正夢

に改める。

第二号の表中

東北二
二九号

を

夏黄金

に改める。

○宮城県告示第七百八十七号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市網地浜浪入田六一、六二の一、六二の二、鯨浦丸山三（次の図に示す部分に限る。）、細田一一の四、一二の二・一二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市矢本字上館下九〇の一、九〇の五三

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町船越字船越八の一・八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三七の四・三七の六・三七の二四から三七の二七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路 線 名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市南方町新沢田八一番三地先から 同市南方町後屋敷待井一〇一番二地先まで		前	一七・六 二四・二	一五五・二
後			一七・六 二八・六	一五五・二

○宮城県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

宮 道 古川佐沼線 登米市南方町新沢田八一番三地先から
同市南方町後屋敷待井一〇一番二地先まで 平成二十九年
十月十六日

○宮城県告示第七百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
佐野西上沢	土石流	伊具郡丸森町大内字佐野西下、字佐野西上（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所
羽山沢	土石流	伊具郡丸森町大内字佐野西上（次の図のとおり）		
2 黒佐野川	土石流	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）		
3 黒佐野川	土石流	伊具郡丸森町筆甫字東山、大内字黒佐野（次の図のとおり）		
4 黒佐野川	土石流	伊具郡丸森町筆甫字東山（次の図のとおり）		
5 黒佐野川	土石流	伊具郡丸森町筆甫字東山（次の図のとおり）		
7 黒佐野川	土石流	伊具郡丸森町筆甫字東山（次の図のとおり）		
黒佐野西の沢	土石流	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）		
黒佐野西の沢2	土石流	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）		
1 上片山沢	土石流	伊具郡丸森町金山字上片山（次の図のとおり）		
2 上片山沢	土石流	伊具郡丸森町金山字上片山（次の図のとおり）		
下片山沢	土石流	伊具郡丸森町金山字下片山、字上片山、字中片山（次の図のとおり）		

北沢	大畑沢2	大畑沢	土ヶ森沢	柗塚沢1・2	柗塚沢1	平松前沢2	平松前沢	2 滝西の沢1	1 滝西の沢1	滝西の沢2	鳥の子沢	桜測沢	三瓶内沢3	三瓶内沢2	三瓶内沢	下片山沢3	下片山沢2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
伊具郡丸森町字根子入、字小保田、字虚空蔵上、字虚空蔵中、字虚空蔵下、字由繩坂、字梅木平、字大川口前、字武士沢、字雁歌、字北沢（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字武士沢、字金ヶ作、字大畑（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字大畑（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字飯塚、字土ヶ森、字金ヶ作前、字虚空蔵中（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字深田上、字柗塚、字原場、字深田、字深田下（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字柗塚、字堂ノ入、字荒田、字福沢前、字福沢、字原場（次の図のとおり）	伊具郡丸森町筆甫字平松前（次の図のとおり）	伊具郡丸森町筆甫字平松前、字西山、字平松（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字上滝西、字上滝東、字上滝、字新田東（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字上滝西、字上滝西、字上滝、字新田東（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字上滝東、字上滝西、字上滝（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字上滝東、字上滝西、字上滝（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字三瓶内、字山古谷、字熊野（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字三瓶内、字山古谷、字熊野、字前河原、字天王（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字下片山（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字下片山、字中片山、字上片山（次の図のとおり）

敷文西	表小路の2	大川口	青葉	横手の1	上町	関場	上柳沢	山居	沼下	表小路	山崎前	下滝の1	沼の上	三郎沢2	三郎沢	沼の沢3	沼の沢2	沼の沢	北沢の沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
伊具郡丸森町敷文西（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字表小路、字黒森、字坂町（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大川口（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字青葉西（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字風呂、字町、字横手（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字風呂、字町（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字関場、字田ノ入（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大張大蔵字下柳沢（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字山居、字表小路（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字沼下、字長根、字谷地木戸（次の図のとおり）	伊具郡丸森町金山字表小路、字黒森、字山居（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字山崎前、字町西、字町東、字鳥屋（次の図のとおり）	伊具郡丸森町字船場、字田町北（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町筆甫字下南山（次の図のとおり）	伊具郡丸森町筆甫字下南山（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字沼（次の図のとおり）	伊具郡丸森町耕野字北沢、字曲坂、字火名、大張川、字柗入、字字賀神（次の図のとおり）

泉の2	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町字泉、字天王（次の図のとおり）
上片山の2	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町金山字鬼形、字上片山（次の図のとおり）
黒佐野の2	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）
東山の1	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町筆甫字東山（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年九月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
1 黒佐野川一	土石流	伊具郡丸森町大内字黒佐野（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
6 黒佐野川一	土石流	伊具郡丸森町筆甫字東山（次の図のとおり）	
泉沢	土石流	伊具郡丸森町字赤堀、字天王、字泉、字泉下、字稲場、字北前（次の図のとおり）	
佐野	地すべり	伊具郡丸森町大内字佐野西上、字佐野下、字佐野東（次の図のとおり）	
片山	地すべり	伊具郡丸森町金山字下片山、字上片山（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定により、大和町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年九月十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加 藤 睦 男

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年八月四日	文 屋 幸次郎	黒川郡大和町落合相川字馬場八十二番地	理事

○宮城県告示第七百九十三号

真坂土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十九年九月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年九月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

○宮城県告示第七百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、津山土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十九年九月六日認可した。

平成二十九年九月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

公 告

○県管北上地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第四項の規定による協議を行うので、同條第六項において準用する同法第八十七條の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年九月十二日

一 縦覧に供する書類の名称
 宮城北上地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間

平成二十九年九月十二日から平成二十九年十月十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市北上総合支所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十月十二日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八六一〇八二二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsg.sinks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十一条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町志津川字廻館八十四番五の一部、八十九番二の一部、九十二番九の一部、九十二番十一、九十三番三の一部、百二十五番二、百二十六番三、百七十四番一、百七十六番四の一部、百七十八番二の一部、百九十六番二の一部、百九十九番、二百三十四番、二百三十五番、二百三十六番の一部（三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町